

ID: 1286

担当部署: 市民生活部 総合窓口課

処分の概要	高齢受給者証の再交付		
法令名 根拠条項	国民健康保険法施行規則 第7条の4第4項		
法令番号	昭和33年厚生省令第53号		
【基準】	<p>省令第7条の4第4項の規定による。 (高齢受給者証の交付等)</p> <p>第7条の4</p> <p>4 世帯主は、高齢受給者証を破り、汚し、又は失つたときは、直ちに次に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出して、その再交付を申請しなければならない。</p> <p>(1) 被保険者の氏名、性別及び生年月日</p> <p>(2) 被保険者の個人番号又は被保険者記号・番号</p> <p>(3) 再交付申請の理由</p>		
標準処理期間	7日		
備考			
設定年月日	平成27年4月1日	最終変更年月日	令和2年10月1日